

会員情報管理及び通報者保護に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本警察犬協会（以下「協会」という。）における会員の個人情報（以下「会員情報」という。）及び通報者を保護するため、会員情報及び通報者に関わる文書及び電磁的記録の受理、登録及び保管等についての管理・保護基準を定めることを目的とする。

(文書及び電磁的記録の定義)

第2条 この規定における「文書及び電磁的記録」とは、会員情報に関わる全ての文書（名簿、申込書、申請書、報告書、伝票、帳簿、ファクシミリ等）及び全ての電磁的記録をいう。

(文書及び電磁的記録の受理)

第3条 この協会の事務局において、文書及び電磁的記録を受理した際は、受理担当職員が「受理簿」に必要事項を記入して、各業務担当職員に配付する。

(文書及び電磁的記録の登録及び保管等)

第4条 この協会の事務局における文書及び電磁的記録の登録及び保管等については、各業務担当職員が責任を持って行う。

なお、文書及び電磁的記録については、登録等の必要な処理をした後、速やかに、所定の保管場所に厳重保管する。また、この協会の事務局の「登録システム」へ入力する際は、バックアップ用記憶媒体にも記録する。

(文書及び電磁的記録の複写)

第5条 この協会の事務局職員が、文書及び電磁的記録を複写する場合は、上司の承認を得て、必要最小限度を複写する。

なお、複写した場合は「複写簿」に必要事項を記入する。

(文書及び電磁的記録の廃棄及び消去)

第6条 この協会の事務局において、文書及び電磁的記録並びにその複写について、その登録及び保管等の必要がなくなった場合は、速やかに、文書はシュレッダーにて廃棄し、電磁的記録は登録システム及び記憶媒体から消去する。

なお、以上の破棄及び消去した際には「受理簿」及び「複写簿」に必要事項を記入する。

(会員情報の提供又は開示の禁止)

第7条 この協会の事務局職員は、会員情報を正当な理由なくして、何人にも提供又は開示してはならない。

なお、正当な理由があると判断した場合は、あらかじめ上司の承認を得て、必要最小限度の会員情報を提供又は開示し、その理由、氏名、年月日、内容等を「記録簿」に記録する。

(文書及び電磁的記録の持出し等の禁止)

第8条 この協会の事務局職員は、文書及び電磁的記録並びにその複写について、いかなる理由があろうともこの協会の事務局の外に持出してはならず、また、個人で所持してはならない。

(支部等への会員情報の提供)

第9条 この協会の支部及び公認訓練士会等（以下「支部等」という。）において、総会又は行事等を開催するために、会員情報が必要な場合は、この協会の事務局に、その理由等を明示して、会員情報の提供を求めることができる。

支部等から、会員情報の提供を求められたこの協会の事務局は、その理由等を検討して、正当な理由等であると判断した場合は、必要最小限度の会員情報を提供する。

なお、この協会の事務局が支部等に会員情報を提供した場合には、その理由、氏名、年月日、内容等を「記録簿」に記録する。

(支部等における会員情報の保護)

第10条 支部等が、会員情報の提供を受けた場合は、複写してはならず、この協会の事務局に明示した目的のみに使用し、他に、会員情報の提供又は開示をしてはならない。

なお、必要がなくなった会員情報に関わる文書については、支部等が責任を持って、速やかに、完全廃棄しなければならない。

(通報者の保護とその対応)

第10条の2 協会運営について協会事務局に通報者から異議申し出があった場合は、法令等の規定に基づき、当該異議申し出等に係る事実調査を行い、その結果を当該異議申し出者に対し、書面により通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 申し出が協会運営の事務について適正な遂行を妨げる目的で行われたと認めるとき。

(2) 申し出者の所在が匿名などにより通知先が不明なとき。

(3) 申し出者が他の者と共同で苦情の申し出を行ったと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理を通知したとき。(共同者のうち、片方の申し出者のみに通知する。)

2 前項に定めるところの通報による異議申し出者の実名を会報等により公表する場合は、予め、当該異議申し出者の同意を得なければならない。同意を得られない場合は、特段の事情が生じない限り、当該異議申し出者の実名を公表してはならない。

(処罰)

第11条 この協会の事務局職員が本規定に違反した場合は、この協会の「就業規則」に従って、制裁を受けるものとする。

また、この協会の支部等において、この規定に違反した場合は、この協会の「定款第10条」を適用するものとする。

(損害賠償)

第12条 前条の違反により、当該会員に損害を与えた者は、損害全部について賠償しなければならない。

附 則

1 この規定は、公益社団法人への移行の日(平成25年1月4日)から施行する。

2 この規定は、平成27年8月26日これを一部改正する。